



---

# 自然共生サイトと越冬地形形成基礎調査

---

環境省 中国四国地方環境事務所 四国事務所



- 自然共生サイトについて
- 地域生物多様性増進法の概要と制度の変更
- インセンティブ制度・支援事業（交付金）の紹介
- 四万十市における越冬地形成に向けた基礎調査

# 30by30目標



サーティー バイ サーティー

## 30 by 30

- 2030年までに陸と海の30%以上を保全する  
新たな世界目標



### 30by30が重要と指摘する国内外の研究報告

### 健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%まで拡大が必要
- 日本の保護地域を30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み など

### 日本は、現状、陸域の20.5%、海域の13.3%が保護地域

<30by30目標達成のための主要施策>

- 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM) の設定・管理

### 30by30達成の様々な効果

- 気候変動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：  
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者：国内で年3300億円の売り
- 森林からの栄養塩等：  
河川を通して海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加などの地域づくり

## 「自然共生サイト」と「OECM」について



- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず **「自然共生サイト」** に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を **「OECM」** として登録。

### 自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域  
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト  
認定

審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

**OECM**として国際データベースに登録

# 「自然共生サイト」の認定基準

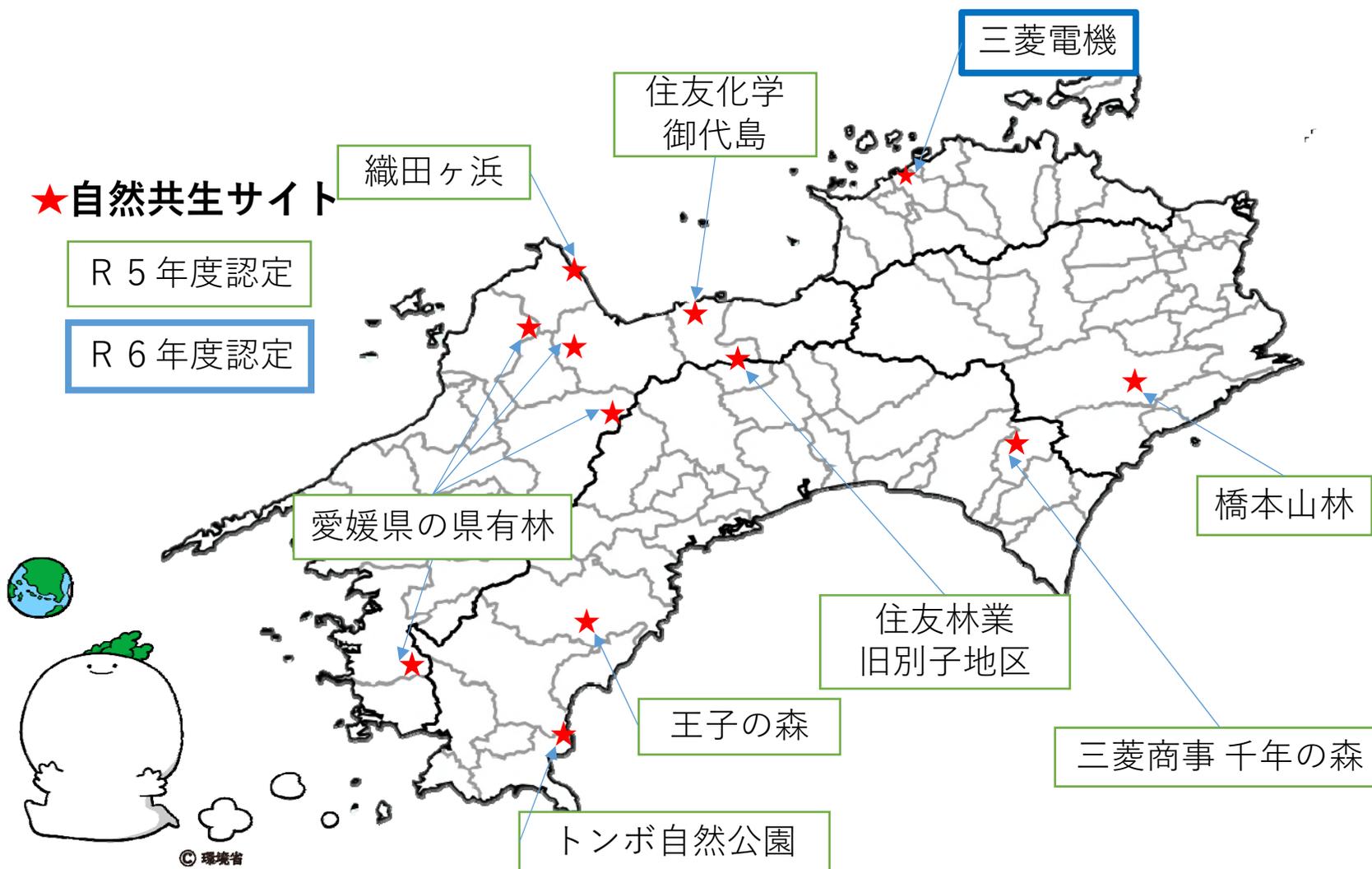


1. 境界・名称に関する基準
2. ガバナンスに関する基準
3. 生物多様性の価値に関する基準
4. 活動による保全効果に関する基準

## 「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

以下のいずれかの価値を有すること	
場	(1) 公的機関等に <b>生物多様性保全上の重要性が既に認められている</b> 場
	(2) <b>原始的</b> な自然生態系が存する場
	(3) 里地里山といった <b>二次的</b> な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	(4) <b>生態系サービス</b> を提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
	(5) 伝統工芸や伝統行事といった <b>地域の伝統文化</b> のために活用されている自然資源の場
種	(6) <b>希少な動植物種</b> が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
	(7) <b>分布が限定</b> されている、 <b>特異な環境</b> へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
機能	(8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 <b>動物の生活史</b> にとって重要な場
	(9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 <b>緩衝機能や連結性</b> を高める機能を有する場

# 四国地方の保護地域と自然共生サイト



令和 6 年度後期を現在審査中！

# 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、地域生物多様性増進法)

**ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現**に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

## ■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要**。
- また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている**。

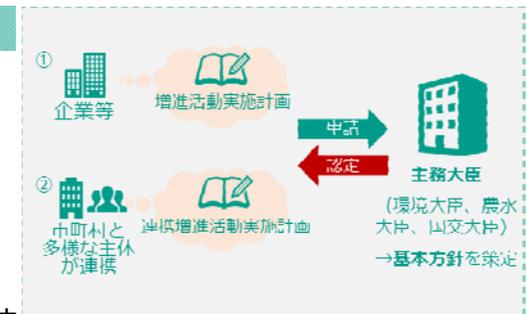
※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる      ※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

## ■ 主な措置事項

### 1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

#### (1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
  - ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。
- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。



#### (2) 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

## 2. その他

(1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）

(2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

# 活動計画の認定

## <増進活動実施計画の認定> (第9条・第10条)

- 地域生物多様性増進活動を行おうとする者(企業、NPO等)は、単独で又は共同して、「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

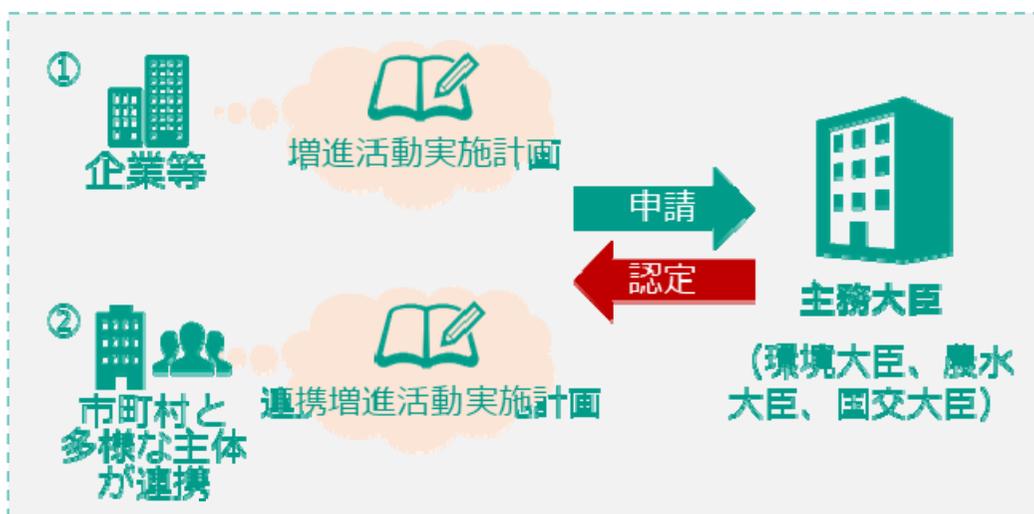
## <連携増進活動実施計画の認定> (第11条~第13条)

- 連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、「連携増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

## <共通事項>

- 計画には、活動の内容、区域、目標、実施体制等を記載する。計画に係る変更の認定、認定の取消し等について所要の規定を設ける。主務大臣による報告徴収及び報告義務違反に対する罰則を規定する。

⇒ 民間と市町村の特性に応じ、「増進」と「連携」の2つの計画認定制度を設ける。



先行的事例である「自然共生サイト」の認定例



企業による森林の整備



官民学による里地里山の保全



水田ビオトープの田植え

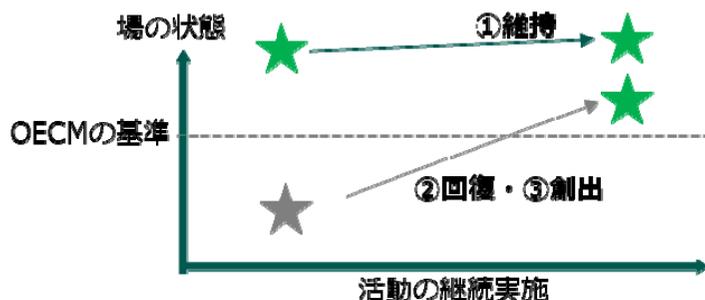


都心における緑地の整備

# 「自然共生サイト」制度と「生物多様性増進活動促進法」制度との違い

## (新法の経緯・趣旨等)

- 新法は、自然共生サイトと生物多様性地域連携促進法の2つを大きな土台として再構築したもの。
- 自然共生サイトは「場所」を認定する制度としていたが、より幅広い取組を柔軟に促進するため、新法では、「活動」を認定する制度とした。



## (新法のポイント)

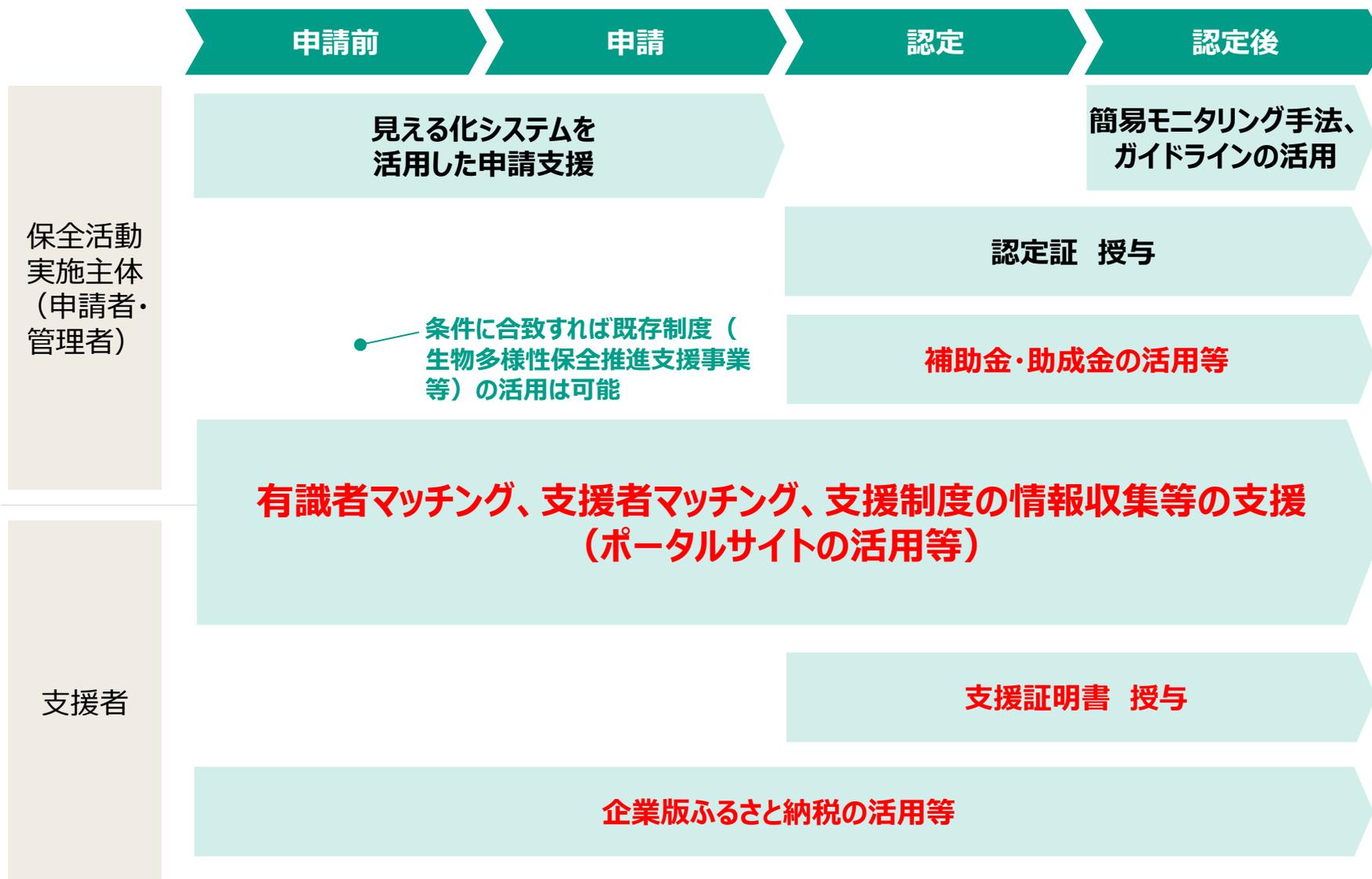
- ①既に生物多様性が豊かな場所を**維持する活動**、②管理放棄地などにおける生物多様性を**回復する活動**、③開発跡地などにおける生物多様性を**創出する活動**を対象とした。
- ①については自然共生サイト相当の活動を想定しており、申請時点でOECMの基準を満たす生物多様性の価値を有する場所における活動となる。
- ②及び③については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECMの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

## (自然共生サイトと新法の違い)

	自然共生サイト	生物多様性増進活動促進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

# インセンティブ施策の全体像

- 保全活動実施主体（申請者・管理者）及び支援者が自然共生サイトの取組において、各フェーズで活用・受けることができるインセンティブの一覧（案）を以下に整理した。



## 生物多様性保全推進支援事業（交付金）について

- ネイチャーポジティブ活動を促進するため、**生物多様性保全推進支援事業（交付金）**により、「**活動実施者**」や「**中間支援**」に対する**支援（活動経費の補助）**を実施。
- 令和5年度より、地方公共団体が負担する額に企業版ふるさと納税を活用することが可能となった。更に、令和6年度より、自然共生サイトの保全再生を目的とする活動等への支援を可能とした。
- 令和7年度においては、**生物多様性増進活動促進法の施行に合わせた新規メニューに改正**を予定。

### 令和6年度交付対象事業

対象事業	交付対象となる事業内容
<b>重要生物多様性保護地域等保全再生</b>	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 <b>自然共生サイト</b> 内における生息環境の保全再生
広域連携生態系保全のための活動計画策定等支援	生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく法定計画の作成、当該計画に基づく事業で地域の生物多様性の保全再生・生態系ネットワークの構築に係る広域の取組
地域民間連携促進活動	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組
国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組
国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組
<b>里山未来拠点形成支援</b>	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、 <b>自然共生サイト</b> 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

(参考) 令和6年度  
事業採択スケジュール

令和6年2月6日	公募情報公表・受付開始
3月8日	応募申請締切
4月中旬	採択事業決定・通知

※ 交付要綱、公募要領、採択実績等はこちらのウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local\\_gov/hozen/index.html](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html)

※ 令和7年度から間接執行化を予定しており、スケジュールが1か月半～2か月程度後ろ倒しになる見込みです。

# 生物多様性保全推進支援事業（交付金）について



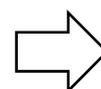
【参考】令和7年度交付対象事業イメージ（黄色：新設、赤字：変更）

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進 - 1 活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(1) 生物多様性増進 - 2 活動実施強化	自然共生サイト又は増進活動実施計画・連携増進活動実施計画に基づく、管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(2) 重要生物多様性 保護地域等保全 再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 <b>自然再生事業実施計画区域</b> 内における生息環境の保全再生（令和5年度までに採択された継続事業のうち、 <b>自然共生サイト</b> 内における事業を含む）	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(3) 国内希少野生動物 植物種生息域外 保全	国内希少野生動物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(4) 国内希少野生動物 植物種生息域内 保全	国内希少野生動物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(5) 里山未来拠点形成 支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、 <b>生物多様性増進活動実施区域</b> 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内 (最長3年)

# 認定計画に係る法律上の特例



＜法律上の特例措置＞（第15条～第22条関係）



認定により、自然公園法等の  
手続をワンストップ化・簡素化

## ①保護地域等における行為規制等の特例

法律	対象地域	特例の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等）</li> <li>・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等）等</li> </ul>
自然環境保全法	自然環境保全地域	
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	
森林法	地域森林計画対象民有林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採等の届出</li> </ul>

## ②関連法令の認定みなし

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防除 (外来生物法)	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事業 (自然公園法、自然環境保全法)	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。
保護増殖事業 (種の保存法)	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。

## 目的

- 鹿児島県出水市のナベヅル・マナヅルの越冬地にて過密状態での鳥インフルによる大量死が発生。
- 越冬地分散化の受け皿が必要であるため、日本生態系協会と委託契約し、四国内での越冬適地の基礎調査を実施。

## 抽出・調査

- 四国内の四万十川支川周辺域である江ノ村地区は越冬実績もあり、農地含む約52haを越冬適地と仮定。
- 適地の現地踏査及び土地所有者情報等基礎調査と営農者等への越冬地形成に関するヒアリングを実施。



現地調査

希少種情報につき、委員のみ

## 結果

- 基礎調査の結果、江ノ村地区の52haはツルにとって採食・休眠環境の整った越冬適地であることが分かった。
- 越冬適地内の地目はほぼ「田」で形成され、土地所有者はほとんど高知県内在住者だった。また、耕作放棄地となっている箇所の一部では希少鳥類等の生育も確認された。
- 営農者からは越冬地形成に向けて、冬季湛水等の直接的な協力は土地の性質上難しいが、越冬地としてツルが来ることについては好意的であった。



適地内で越冬中のナベヅル

希少種情報につき、委員のみ

## 今後の課題について

就農者問題、耕作放棄地の増加、耕作放棄地由来の病虫害等による現行営農環境悪化の3課題が連鎖・循環して作用している。

- 越冬地の継続的な維持には課題改善が重要。
- 課題については、人的・環境的・金銭的な個別の補助を実施することで段階的な改善は可能。
- 3課題全ての改善策を講じることで大幅な改善が可能。

## 改善策として…

ボランティア等による耕作放棄地内の草刈り等  
各省庁・地方公共団体からの資金・環境面の補助  
産出米のブランド化による営農条件の改善

**越冬適地形成と持続可能な農業環境づくりの両立が可能！**